

【カフェ営業における取扱品目一覧表】

第 10 条に定める、販売必須品目及び販売禁止品目は以下のとおりとする。

区 分	商 品 名 等
販売必須品目	① コーヒー、紅茶等の飲料 ② ○○○○（運営事業者の提案により追加した販売品目）
販売禁止品目	① アルコール類（市から販売要望のあったものは除く） ② その他市が不適当と認めたもの